

令和6年能登半島地震で被災され、
今ある借入の返済にお悩みの方へ

返済見直しにかかる

リスク保証料が無料になります

【対象者】 事業用資産に係る
事業者名で取得した罹災証明書等をお持ちの方

※提出猶予可能。被害の程度は問いません。

【対象制度】 ・ゼロゼロ融資保証・伴走支援保証
・改善サポート保証(感染症)

延長され
ました!

申請期限：令和7年3月31日

通常

通常は、条件変更時に以下の費用が必要になります

保証料

金利
手数料
など

罹災証明書をお持ちの場合

条件変更時の追加保証料
(リスク保証料)が無料に
なります



金利
手数料
など※

※金利、手数料負担等については、
お取引金融機関さまへ
お問合せください

返済についてのご相談は、お取引先金融機関さま または当協会まで

【お問い合わせ先】

お電話での相談

経営支援課 **076-222-1550**

WEBでの相談

